

議案第 1 0 2 号

大口町国民健康保険税条例の一部改正について

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、平成 3 0 年度税制改正に基づき、地方税法等が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大口町国民健康保険税条例（昭和41年大口町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第26条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第27条中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附則第4項中「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に、「とする。））」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の大口町国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

大口市国民健康保険税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円</u>(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する	(国民健康保険税の減額) 第26条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者

新	旧
者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、<u>43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額</u>を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第27条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2	ア～カ 略 (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u>に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例) 第27条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2

新	旧
項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。	項に規定する特例対象被保険者等をいう。第29条において同じ。)である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第27条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、<u>所得税法(昭和40年法律第33号)</u>第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。
附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)	附 則 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>	4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第26条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「<u>法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)</u>」とする。

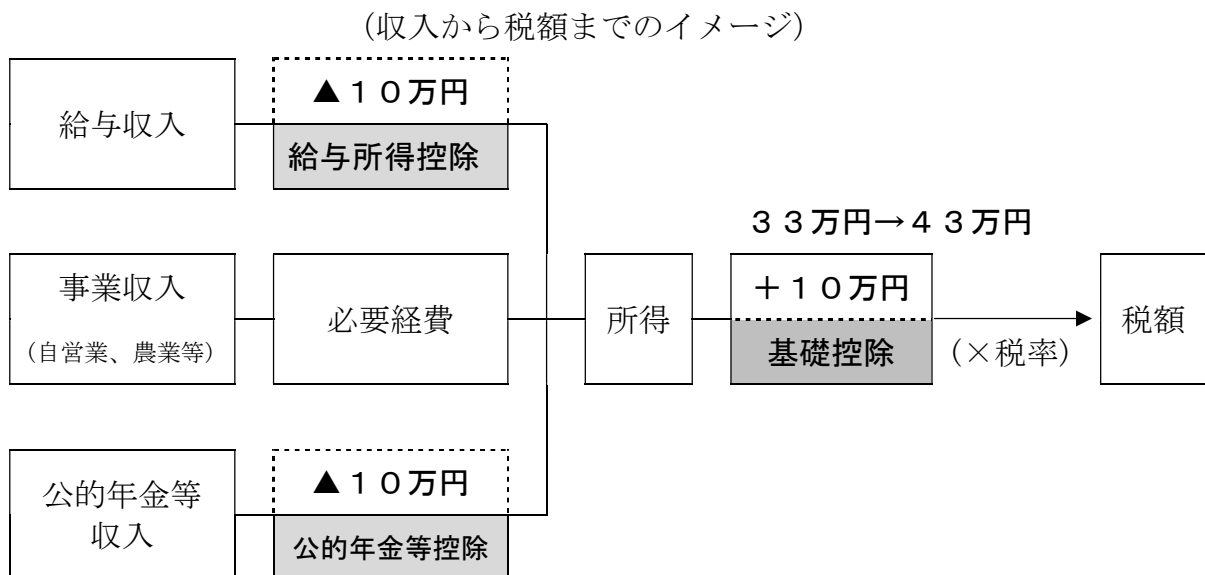
新	旧
及び山林所得金額」と、「１１０万円」とある のは「１２５万円」とする。	

改正要旨

1 改正の趣旨

平成30年度税制改正において、給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことに伴い、地方税法（昭和25年法律第226号）及び地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要



※給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額されるよう措置される（所得金額調整控除）。

3 改正の内容

(1) 国民健康保険税の軽減判定基準額の改正（第26条関係）

国民健康保険税の減額（被保険者均等割額及び世帯別平等割額の7割、5割又は2割を軽減する措置）に係る基準について、軽減判定所得の算定時における基礎控除額を現行の33万円から43万円に改めるとともに、当該世帯に給与所得者等（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者）が2人以上いる場合には、当該基準額に、給与所得者等の数の合計数から1を減じた数に1

0 万円を乗じて得た金額を加えるものとします。（地方税法施行令第 5 6 条の 8 9 の一部改正）

※一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

- ・給与収入金額が 5 5 万円を超える者。公的年金等の収入金額が 6 0 万円を超える者（6 5 歳未満）又は 1 1 0 万円を超える者（6 5 歳以上）。

ア 7 割軽減基準額

改正前	基礎控除額 <u>3 3 万円</u>
改正後	基礎控除額 <u>4 3 万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万円</u>

イ 5 割軽減基準額

改正前	基礎控除額 <u>3 3 万円 + { 2 8 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }</u>
改正後	基礎控除額 <u>4 3 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万円 }</u> + { 2 8 万 5 千円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }

※特定同一世帯所属者

- ・国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した者で、引き続き、国民健康保険の被保険者と同一の世帯に属する者をいう。

ウ 2 割軽減基準額

改正前	基礎控除額 <u>3 3 万円 + { 5 2 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }</u>
改正後	基礎控除額 <u>4 3 万円 + { (給与所得者等の数 - 1) × 1 0 万円 }</u> + { 5 2 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者) }

(2) 公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例(附則第 4 項関係)

公的年金等控除額の適用を受けた 6 5 歳以上の者に係る所得について、国民健康保険税の減額の判定に用いる所得金額は、当該所得額から 1 5 万円を控除した金額を基礎としています（地方税法附則第 3 5 条の 5）。6 5 歳以上の者の公的年金等控除額が現行の 1 2 0 万円から 1 1 0 万円に引き下げられたこと

に伴い、改正後の条例第 26 条の規定を読み替えます。（地方税法施行令附則第 18 条の 8 の一部改正）

4 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行します。

(2) 適用区分

この条例による改正後の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。